○中部地方整備局告示第九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百三十八号	御殿場市仁杉字水口八三六番一四から同市仁杉字中畑ケ一八九九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○中部地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	美濃市字梅山一五九〇番一から同市大字曽代字城下二〇四五番まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○中部地方整備局告示第九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	名古屋市天白区中平三丁目二六一〇番地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所
〃	名古屋市天白区鴻の巣一丁目五〇一番から同市天白区鴻の巣一丁目四〇五番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	名古屋市緑区乗鞍一丁目八〇一番から同市緑区鳴丘一丁目一〇一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	名古屋市緑区鳴丘三丁目一〇一番から同市緑区小阪二丁目一二二一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	名古屋市緑区相原郷二丁目二〇〇九番から同市緑区相原郷二丁目二〇一〇番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	名古屋市緑区四本木一一〇九番から同市緑区有松南五〇一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	名古屋市緑区有松南一一〇一番五から同市緑区緑花台一一一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○近畿地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
橋本市橋本二丁目五八番二から同市東家五丁目二二九番七まで	前	八・三五～二四・四〇メートル	〇・三一一五キロメートル
	後	九・九〇～二〇・二〇メートル	〇・三一一五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	橋本市橋本二丁目五八番二から同市東家五丁目二二九番七まで	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○近畿地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
京都府船井郡京丹波町下山藤ヶ瀬一〇番二から同町富田長野三九番一まで	前	BA 七・〇〇～一三・五〇メートル	七〇・五〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 七・〇〇～一三・五〇メートル	七〇・五〇〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十四年三月三十日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百六十九号	奈良県吉野郡上北山村大字西原一〇五五番一から同村大字西原一〇五三番一を経て同村大字西原一〇四八番一まで	改築	平成二十四年三月三十一日